

松江市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～3. 略					1. ～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (2) ② 略					[1]～[2] (2) ② 略				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 地域生活基盤施設事業 (緑地・広場) (交流広場整備) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	●事業名 地域生活基盤施設事業 (緑地・広場) (交流広場整備) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 道路・高質空間形成施設事業 (市道和多見天神橋線)	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する道路事業である。 まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業 (白潟地区(第1期)) ●実施時期 令和3年度～ <u>6年度</u>		●事業名 道路・高質空間形成施設事業 (市道和多見天神橋線)	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する道路事業である。 まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業 (白潟地区(第1期)) ●実施時期 令和3年度～ <u>5年度</u>	
●事業名 道路・高質空間形成施設 (緑化施設等) (市道和多見寺町線)	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する高質空間形	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業 (白潟地区(第1期)) ●実施時期 令和4年度		●事業名 道路・高質空間形成施設 (緑化施設等) (市道和多見寺町線)	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する高質空間形	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業 (白潟地区(第1期)) ●実施時期 令和4年度	

空間整備 L= <u>230m</u> ●実施時期 令和4年度		成施設事業である。 まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。		
●事業名 高質空間形成施設（緑化施設等）（和多見2号線） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
●事業名 まちづくり活動推進事業 ●事業内容 まちづくり委員会への専門家派遣及び社会実験の実施 ●実施時期 <u>令和2年度</u> ～5年度	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成するまちづくり活動推進事業である。 白潟地区を市民や観光客が訪れたい魅力的なエリアとするため、まちづくり委員会への専門家派遣及び水辺や広場、まちあるきに係る社会実験を実施することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業（白潟地区（第1期）） ●実施時期 <u>令和2年度</u> ～5年度	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	-------------------	--------

空間整備 L= <u>250m</u> ●実施時期 令和4年度		成施設事業である。 まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。		
●事業名 高質空間形成施設（緑化施設等）（和多見2号線） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
●事業名 まちづくり活動推進事業 ●事業内容 まちづくり委員会への専門家派遣及び社会実験の実施 ●実施時期 <u>令和3年度</u> ～5年度	松江市	大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成するまちづくり活動推進事業である。 白潟地区を市民や観光客が訪れたい魅力的なエリアとするため、まちづくり委員会への専門家派遣及び水辺や広場、まちあるきに係る社会実験を実施することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 都市構造再編集集中支援事業（白潟地区（第1期）） ●実施時期 <u>令和3年度</u> ～5年度	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	-------------------	--------

●事業名 <u>水辺の利活用促進事業</u>	松江市	大橋川周辺まちづくり基本計画にもとづき、官民で構成するミズベリング松江協議会により、大橋川周辺の公共空間を利活用する取組に対し、必要な経費を補助することで、魅力的な水辺空間と市街地の回遊性の創出を図る。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	(略)	(略)
●事業内容 水辺空間を利活用した取組に係る経費の補助				
●実施時期 平成 30 年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

●事業名 <u>大橋川周辺まちづくり事業（水辺の利活用促進）</u>	松江市	大橋川周辺まちづくり基本計画にもとづき、官民で構成するミズベリング松江協議会により、大橋川周辺の公共空間を利活用する取組に対し、必要な経費を補助することで、魅力的な水辺空間と市街地の回遊性の創出を図る。 これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。	(略)	(略)
●事業内容 水辺空間を利活用した取組に係る経費の補助				
●実施時期 平成 30 年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 外出支援事業 (略)				
●事業名 子ども医療費助成 ●事業内容 子どもの医療費の助成を行う。 ●実施時期 平成 25 年度～	松江市	子育て <u>世帯</u> の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの医療費の助成を行う。平成 20 年 4 月から 3 歳未満、平成 21 年 8 月から 3 歳以上～就学前、平成 22 年 7 月から小学 1 年生～3 年生 <u>_____</u> 、平成 24 年 7 月からは小学 4 年生～6 年生を無料化。 <u>及び令和 3 年 1 月からは中学生入院医療費の無料化を実施。</u> これらの支援は、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するために必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 外出支援事業 (略)				
●事業名 子ども医療費助成 ●事業内容 子どもの医療費の助成を行う。 ●実施時期 平成 25 年度～	松江市	子育て <u>_____</u> の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの医療費の助成を行う。平成 20 年 4 月から 3 歳未満、平成 21 年 8 月から 3 歳以上～就学前、平成 22 年 7 月から小学 1 年生～3 年生の <u>無料化を実施。</u> 平成 24 年 7 月からは小学 4 年生～6 年生を無料化。 <u>_____</u> これらの支援は、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するために必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金</p> <p>●事業内容 中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成 21 年度～</p>	松江市	<p>市全域で増加傾向にある空き家の流通・活用の促進のため、松江市全域を対象に中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部を補助することで、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～ <u>4年度</u></p>	
<p>●事業名 小規模住宅団地整備事業補助金(旧:まちなか住宅団地整備補助金)</p> <p>●事業内容 小規模の住宅団地を造成する事業者に対し、整備費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成 23 年度～</p>	松江市	<p>宅地が過大又は過少、又は区画が不整形で活用の進まない既存住宅地や遊休地において、比較的小規模な宅地開発を促進することで、若者・子育て世帯が取得可能な価格帯の区画や、よりゆとりのある区画など多様なニーズに対応した宅地の整備を目指すもの。小規模住宅団地の造成に要する経費の一部補助を行い、良好な住環境の創出を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～ <u>4年度</u></p>	

(3) ~ (4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] ~ [2] (3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金</p> <p>●事業内容 中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成 21 年度～</p>	松江市	<p>市全域で増加傾向にある空き家の流通・活用の促進のため、松江市全域を対象に中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部を補助することで、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～ <u>6年度</u></p>	
<p>●事業名 小規模住宅団地整備事業補助金(旧:まちなか住宅団地整備補助金)</p> <p>●事業内容 小規模の住宅団地を造成する事業者に対し、整備費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成 23 年度～</p>	松江市	<p>宅地が過大又は過少、又は区画が不整形で活用の進まない既存住宅地や遊休地において、比較的小規模な宅地開発を促進することで、若者・子育て世帯が取得可能な価格帯の区画や、よりゆとりのある区画など多様なニーズに対応した宅地の整備を目指すもの。小規模住宅団地の造成に要する経費の一部補助を行い、良好な住環境の創出を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～ <u>6年度</u></p>	

(3) ~ (4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] ~ [2] (3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

●事業名 松江京店・カラコロ coccolo Sunday (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 聖徳太子祭り ●事業内容 交流促進と地域コミュニティの再生を創出 ●実施時期 夏	<u>堅町商店会</u>	商店街内にある信楽寺に安置してある聖徳太子像を商店街が近隣集客拠点として毎年7月25日に境内を使って祭りを実施する。 このことから、観光振興・交流の拡大という目標を達成するために必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 協議会の開催状況

年 月 日	会議名・議題等
(略)	
令和2年10月15日	松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会 ・3期中心市街地活性化基本計画の変更について ・事業の進捗状況について
<u>令和3年2月12日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会</u> <u>・3期中心市街地活性化基本計画の変更について</u> <u>・事業の進捗状況について</u>

[3] 略

10. ～12. 略

●事業名 松江京店・カラコロ coccolo Sunday (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
●事業名 聖徳太子祭り ●事業内容 交流促進と地域コミュニティの再生を創出 ●実施時期 夏	<u>タテ町商店街(協)</u>	商店街内にある信楽寺に安置してある聖徳太子像を商店街が近隣集客拠点として毎年7月25日に境内を使って祭りを実施する。 このことから、観光振興・交流の拡大という目標を達成するために必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 協議会の開催状況

年 月 日	会議名・議題等
(略)	
令和2年10月15日	松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会 ・3期中心市街地活性化基本計画の変更について ・事業の進捗状況について
<u>(新規追加)</u>	

[3] 略

10. ～12. 略